

公募型プロポーザル実施の公示

2025年5月14日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1 事業概要

(1) 事業名

令和7年度 訪日外国人旅行者周遊促進事業

「関西各地域の訪問意向率を高め地域周遊を促進するマーケティング戦略策定事業」

(2) 事業の目的及び概要

歴史、文化、自然等の観光資源が集積している関西ではあるが、訪日インバウンドにおける訪関西の実態は、大阪市・京都市に集中し、関西全体での平均泊数は5日弱、そのうち大阪府と京都府以外は平均1泊強(いずれもコロナ後)となっている。このことは都市部集中によるオーバーツーリズムや観光公害の要因にもなっており、各地域への周遊促進や地域滞在日数の伸長が求められ、関西全体を取り巻く訪日観光の在り方として大きな課題となっている。過去、一般財団法人関西観光本部(以下、当本部という)が行った訪関西意向率調査の結果を見ても、関西への訪問意向率は2018年度と比べて約2倍となる訪日検討層の50%に達するものの、関西2府8県の各地域においては、20%台～30%台前半(京都、大阪は60%台)に留まっている。

そのような中、当本部で2022年に策定した「関西ツーリズムグランドデザイン2025」が今年度目標年次を迎えることから、次なる「新戦略」を策定し、次のステージ(万博以降の、またはIR開業予定の2030年をスコープにおいた地域周遊や地域滞在の拡大)に向けた取組の共通目標を定めることが求められる。

本調査では、欧米豪市場における訪日検討層及び訪関西旅行者(以下、ターゲットという)に対し、旅マエと旅ナカ調査を実施し、関西各地域または観光コンテンツに対するターゲットの旅マエ需要度等と実際に関西を訪れたターゲットの実態を把握・比較分析する。その結果、ターゲットに対して、いつ、何を、どのように、アプローチすることで、旅マエの地域訪問意向率が高まるか、また実際の地域訪問や周遊につながるか、を明らかにすることを目的とする。これら調査結果及び分析結果を各地域の観光地づくりへの反映に資する関西ならではの訪日マーケティング戦略として確立することで、2025年大阪・関西万博以降の魅力的な関西広域観光圏づくりを推進するものである。

(3) 委託金額の上限

10,000,000円(税込)

2 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 デジタルマーケティング室

TEL: 06-6223-7204 FAX: 06-6223-7205 メールアドレス: dejima-sinsei@kansai.or.jp

(2) 説明書の配布期間、場所及び方法

応募期間：2025年5月14日(水)から2025年5月28日(水)17:00まで。

応募方法：全書類を下記 URL よりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

- ・募集要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/05/募集要領_マーケティング戦略策定事業.pdf
- ・仕様書 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/05/仕様書_マーケティング戦略策定事業.pdf
- ・評価要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/05/評価要領_マーケティング戦略策定事業.pdf
- ・評価基準 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/05/評価基準_マーケティング戦略策定事業.pdf
- ・提案書様式 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/05/提案書様式_マーケティング戦略策定事業.docx

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2025年5月28日(水)17:00まで。

提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)を提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間 2025年5月21日(水)17:00まで。

※メールでのみ受付 質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、

閲覧に供する。閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等：説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時：文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 受託候補者選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上